（北海道開発局組織規則の一部改正）

第五条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（事業振興部の所掌事務） **第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四十八の二　（略） 四十八の三　賃貸住宅管理業者の登録及び監督に関すること。 四十八の四～五十一　（略） （建設産業課の所掌事務） **第三十九条**　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十四の二　（略） 十四の三　賃貸住宅管理業者の登録及び監督に関すること。 十四の四～十八　（略）	（事業振興部の所掌事務） **第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四十八の二　（略） 四十八の三　賃貸住宅管理業者の登録に関すること。 四十八の四～五十一　（略） （建設産業課の所掌事務） **第三十九条**　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十四の二　（略） 十四の三　賃貸住宅管理業者の登録に関すること。 十四の四～十八　（略）